

「緩和型医療の薦め」

この度の東日本大地震で被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

H24年1月以降の契約から医療保険の生命保険料控除枠（MAX4万円）が新設されます。これを機に医療保険の見直しをお考えの方は、加入されるタイミングを見計らった上で契約されることをお奨めします。

さて最近では医療保険について重点的にお知らせしてきておりますが、持病をお持ちの方でも加入できる医療保険が出てきております。全ての病気をカバーするものではありませんが、特定の病気について現状が安定しておれば加入でき、加入後1年程度は保障が下がる等の制限を受ける形が主流のようです。医療保険以外の定期保険・終身保険等は加入が難しいと聞いておりますが、医療保険だけでも加入しておくことをこの度検討されてはいかがでしょうか。また、定期保険・終身保険に変わるものとしては、①預貯金等でのカバー、②株式投資・投資信託の活用等でのカバーで代替できれば、無理に保険金を活用することはないでしょう。ただ、死亡保険金は相続上非課税扱いとなる部分があり（今後税制改正により縮小が見込まれている）、病気になる前の加入を心掛けるべきでしょう。ただ、既に持病を持たれている方については、先ほど紹介した緩和型医療保険の加入を先ず進めておかれるべきでしょう。外資系の医療保険を主に販売している保険会社がこの商品をもっているケースがあります。11月には女性限定の「第2回乳ガンセミナー」（10名限定）を開催する予定にしております。その際でも結構ですのでご質問ください。詳細を直ぐ確認したい方はTELにて当方まで連絡ください。

F P 委員会

田原 智延